

医師国民健康保険保険料

<その他>

1. 介護保険料とは

- ・平成12年4月にスタートした介護保険制度により、介護保険第2号被保険者に該当する方（40歳から64歳の方）は、加入する医療保険者（医師国保等）に介護保険料を納付することになっています。

※徴収期間は、40歳の誕生日の属する月から、65歳の誕生日の前月まで

- ・介護保険第1号被保険者に該当する方（65歳以上の方）の介護保険料は、市町村等において徴収（原則、年金から天引き）されますので、医師国保へは医療給付費分と後期高齢者支援金等分の保険料のみを納付することになります。

2. 後期高齢者支援金等分保険料とは

- ・後期高齢者医療保険の支援と、病床転換支援金を75歳未満の方に負担いただくもので、加入する医療保険者（医師国保等）に納付することになっています。

※従来、全ての医療保険者（医師国保等）が負担してきた「老人保健拠出金」が、平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度により「後期高齢者支援金等」という名目に変更されたことに伴い、これまでの保険料から後期高齢者支援金等分の保険料を分けて明確化した

※医療保険者（医師国保等）へ納付された介護保険料、後期高齢者支援金等分保険料は、医療保険者（医師国保等）から取りまとめ機関へ納付し、そこから各制度へ配分されます。